

平成 19 年 5 月 23 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
株式会社三菱東京 UFJ 銀行
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（取締役社長 くろやなぎ のぶお 畔柳 信雄、以下「当社」）、株式会社三菱東京UFJ銀行（頭取 畔柳 信雄）および三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 うえはら はるや 上原 治也）は、本日開催の各社の取締役会において、経営改革の一環として、年功報酬の意味合いの強い役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有して当社連結業績への貢献意欲をより高める目的で、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入することについて、平成19年6月開催予定の各社の定時株主総会に付議することを決議しました。

1. 役員退職慰労金制度の廃止

各社の取締役、監査役および執行役員に対する役員退職慰労金制度を、平成 19 年 6 月開催予定の同各社の定時株主総会終結時をもって廃止いたします。なお、各社の定時株主総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金については、打切り支給することとし、当該各役員の退任時に支払う予定です。各社の取締役および監査役に対する退職慰労金の打切り支給については、平成 19 年 6 月開催予定の同各社の定時株主総会に付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入

役員退職慰労金制度の廃止にあわせ、各社の取締役、監査役および執行役員に対し、ストックオプション行使時の株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とするストックオプションを割当ていたします。各社の取締役および監査役に対するストックオプションについては、平成 19 年 6 月開催予定の同各社の定時株主総会においてストックオプション報酬等に関する議案を付議いたします。

なお、当社の取締役および監査役に対して発行するストックオプション（新株予約権）の内容は別紙のとおりとします。

以 上

<別紙：当社の取締役および監査役に対して発行するストックオプション(新株予約権)の内容>

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、取締役に対しては総数 300 株（うち、社外取締役分は総数 25 株）および監査役に対しては総数 100 株を、毎年定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）が調整された場合には、取締役、社外取締役および監査役それぞれに対する総数につき、調整後付与株式数に後記 2 のそれぞれに対して割り当てる新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数は、1 株とする。ただし、平成 19 年 9 月 30 日を効力発生日として当社普通株式 1 株を 1,000 株とする株式分割が行われ、かつ、当社の定款において当社の単元株式数を 100 株とする定めが設けられた場合には、同日をもって、付与株式数の調整を行い、付与株式数を 100 株とする。

なお、平成 19 年 10 月 1 日以降に、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会での決議の日以降、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 300 個（うち、社外取締役分は総数 25 個）および監査役に対して割り当てる新株予約権の総数 100 個を、毎年定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、平成 19 年 9 月 30 日を効力発生日として当社普通株式 1 株を 1,000 株とする株式分割が行われ、かつ、当社の定款において当社の単元株式数を 100 株とする定めが設けられた場合には、同日をもって、毎年定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限を調整し、取締役に対して割り当てる新株予約権の総数を 3,000 個（うち、社外取締役分は総数 250 個）および監査役に対して割り当てる新株予約権の総数を 1,000 個とする。

3. 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会で定める額とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役については、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、当社の監査役については、当社の監査役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

以 上